同表の備考２⒀中「所得税条約に基づき課税の軽減又は免除を受ける」を「租税条約の規定により所得税が軽減され、又は免除される」に改め、同表の備考２⒀を同表の備考２⒂とし、同表の備考２⑿を同表の備考２⒁とし、同表の備考２⑾中「租税特別措置法第９条の３の２第１項に規定する」を削り、同表の備考２⑾を同表の備考２⒀とし、同表の備考２⑸から⑽までを同表の備考２⑺から⑿までとし、同表の備考２⑷の次に次のように加える。

⑸　「通知外国税相当額」の項には、利子等に係る令第300条第９項若しくは第306条の２第７項に規定する通知外国所得税の額又は租税特別措置法第９条の３の２第１項に規定する支払の取扱者（⑹及び⒀において「支払の取扱者」という。）が同項に規定する上場株式等の配当等（⑹において「上場株式等の配当等」という。）で利子等に該当するものの交付をする場合における当該利子等に係る租税特別措置法施行令第４条の６の２第17項に規定する控除外国所得税相当額を記載すること。また、記載した金額が当該通知外国所得税の額又は当該控除外国所得税相当額のいずれに該当するかの別を「摘要」の欄に記載すること。

⑹　「通知所得税相当額」の項には、支払の取扱者が上場株式等の配当等で利子等に該当するものの交付をする場合における当該利子等に係る租税特別措置法施行令第４条の６の２第18項に規定する控除所得税相当額を記載すること。

別表第五㈢の表中

配当等の金額		源泉徴収税額	
千	円	千	円

を

配当等の金額	
千	円

通知外国税相当額		源泉徴収税額	
千	円	千	円

に改め、同表の備考２⑴中「⑼及び⑾」を「⑽及び⑿」に改め、同表の備考２⒀中「所得税条約に基づき課税の軽減又は免除を受ける」を「租税条約の規定により所得税が軽減され、又は免除される」に改め、同表の備考２⒀を同表の備考２⒂とし、同表の備考２⑿を同表の備考２⒀とし、同表の備考２⑾中「租税特別措置法第９条の３の２第１項に規定する」を削り、同表の備考２⑾を同表の備考２⑿とし、同表の備考２⑷から⑽までを同表の備考２⑸から⑾までとし、同表の備考２⑶の次に次のように加える。

⑷　「通知外国税相当額」の項には、配当等に係る租税特別措置法施行令第４条の９第14項、第４条の10第10項、第４条の11第10項若しくは第５条第10項に規定する通知外国法人税相当額（⑷において「調整対象通知外国法人税相当額」という。）又は租税特別措置法第９条の３の２第１項に規定する支払の取扱者（⑿において「支払の取扱者」という。）が同項に規定する上場株式等の配当等で配当等に該当するものの交付をする場合における当該配当等に係る同令第４条の６の２第26項に規定する通知外国法人税相当額を記載すること。また、記載した金額が当該調整対象通知外国法人税相当額又は当該通知外国法人税相当額のいずれに該当するかの別を「摘要」の欄に記載すること。

別表第五㈤の表中

分配金額		源泉徴収税額	
千	円	千	円

を

分配金額		通知外国税相当額	
千	円	千	円

通知所得税相当額		源泉徴収税額	
千	円	千	円

に改め、同表の備考２⑴中「⑼に」を「⑾に」に改め、同表の備考２⑾中「所得税条約に基づき課税の軽減又は免除を受ける」を「租税条約の規定により所得税が軽減され、又は免除される」に改め、同表の備考２⑾を同表の備考２⒀とし、同表の備考２⑽を同表の備考２⑿とし、同表の備考２⑼を同表の備考２⑾とし、同表の備考２⑻中「租税特別措置法第９条の３の２第１項に規定する」を削り、同表の備考２⑻を同表の備考２⑽とし、同表の備考２⑷から⑺までを同表の備考２⑹から⑼までとし、同表の備考２⑶の次に次のように加える。

⑷　「通知外国税相当額」の項には、収益の分配に係る令第300条第９項若しくは第306条の２第７項に規定する通知外国所得税の額又は租税特別措置法第９条の３の２第１項に規定する支払の取扱者（⑸及び⑽において「支払の取扱者」という。）が同項に規定する上場株式等の配当等（⑸において「上場株式等の配当等」という。）で収益の分配に該当するものの交付をする場合における当該収益の分配に係る租税特別措置法施行令第４条の６の２第17項に規定する控除外国所得税相当額を記載すること。また、記載した金額が当該通知外国所得税の額又は当該控除外国所得税相当額のいずれに該当するかの別を「摘要」の欄に記載すること。

⑸　「通知所得税相当額」の項には、支払の取扱者が上場株式等の配当等で収益の分配に該当するものの交付をする場合における当該収益の分配に係る租税特別措置法施行令第４条の６の２第18項に規定する控除所得税相当額を記載すること。

別表第五㈣の表中

分配金額		源泉徴収税額	
千	円	千	円

を

分配金額		通知外国税相当額	
千	円	千	円

通知所得税相当額		源泉徴収税額	
千	円	千	円

に改め、同表の備考２⑴中「⑼に」を「⑾に」に改め、同表の備考２⑾中「所得税条約に基づき課税の軽減又は免除を受ける」を「租税条約の規定により所得税が軽減され、又は免除される」に改め、同表の備考２⑾を同表の備考２⒀とし、同表の備考２⑽を同表の備考２⑿とし、同表の備考２⑼中「租税特別措置法第９条の３の２第１項に規定する」を削り、同表の備考２